

御所市新教育大綱策定支援業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

御所市では「みんなで育む御所の未来」として令和4年3月に御所市教育大綱を改訂し、間もなく計画期間が終了する。一方、人口減少・少子化・核家族化の進展等、本市を取り巻く社会環境は厳しく変動しており、こうした社会動向を踏まえつつ新たに総合計画及び総合戦略、新しい学校づくり基本計画が策定されることに鑑み、現行御所市教育大綱を見直し、御所市新教育大綱を改訂する。

本募集要項は、本市が発注する「御所市新教育大綱策定支援業務委託」を受託する事業者を選定するにあたり、その選定手順及び審査要件等を示したものである。

2 業務概要

- (1) 業務名称: 御所市新教育大綱策定支援業務委託
- (2) 委託内容: 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間: 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 選定方法: 公募型プロポーザル方式

3 提案限度額

令和8年度業務 見積上限額

金 7,500,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※上記価格を超える提案は、審査の対象から除外する。

4 応募資格

本プロポーザルに応募するものは次に掲げる全ての要件を満たしていること

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと（ただし、裁判所からの更正手続開始決定を受けた者はこの限りでない）
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること
- (5) 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加停止措置要綱（平成21年12月15日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること
- (6) 御所市暴力団排除条例（平成23年12月15日制定）に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないこと

- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (8) 過去10年以内（平成28年4月1日から令和8年3月31日まで）に教育振興等に係る業務実績があること

5 プロポーザルスケジュール

日付	内容
4月 1日（水）	公告（ホームページで公開）
	質問書受付（様式7）（Eメールで受付）
4月 3日（金）17時必着	質問締切り（Eメールで受付）
4月 7日（火）	質問回答公表（ホームページ）
4月 9日（木）17時必着	参加表明書等関係書類提出期限 （様式1～5及び証明事項書面）
4月13日（月）	プレゼンテーション参加資格結果通知 （Eメールで送付）
4月20日（月）17時必着	企画提案書提出締切（様式6及び提案書等）
4月22日（水）	プレゼンテーション開催通知（Eメールで送付）
4月下旬～5月上旬 ※予定	プレゼンテーション審査
4月下旬～5月上旬 ※予定	優先交渉権者の特定通知（Eメールで送付）
5月中旬～5月下旬 ※予定	契約手続き

6 公募型プロポーザルに関する質問受付及び回答

(1) 質問書提出者

参加資格通知書において参加資格の要件を満たすもの

(2) 質問受付期間

令和8(2026)年4月1日(水)から同年4月3日(金) 17時まで

(3) 質問書の提出方法及び提出先

質問書（様式7）により電子メールで、6の(2)に定める期間に教育総務課宛へ e-mail（kyouiku@city.gose.nara.jp）で提出すること。メールの宛先タイトルに「【質問書】御所市新教育大綱策定支援業務委託」を記載し、送信後に電話にて確認を行うこと。

(4) 質問書に対する回答

質問に対する回答は、令和8(2026)年4月7日（火）に本市ホームページで公表する。

7 応募申込の手続き等

プロポーザルに応募するものは下記のとおり、参加申込みを行うものとする。

(1) 本要項、仕様書及び提出書類の様式等の取得方法

本市ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出書類

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 法人概要書（様式 2）
- ウ 法人の業務実績一覧表（様式 3）
- エ 配置予定管理技術者の経歴書（様式 4）
- オ 配置予定管理技術者の資格を証明する書面の写し
- カ 配置予定管理技術者の雇用関係を証明する書面（雇用契約書等）の写し（番号等特定に係る部分は塗消ししてもよい）。ただし過去 6 カ月以上の雇用関係があること。
- キ 業務実施体制調書（様式 5）
- ク 法人の概要が分かる資料（パンフレットなど）
- ケ 自己資本比率の状況（様式 9）
- コ 流動比率の状況（様式 10）
- サ 経常利益の伸び率（様式 11）
- シ 過去 3 年間の決算状況（様式 12）

(3) 参加表明申込期間

令和 8(2026)年 4 月 1 日(水)から同年 4 月 9 日(木)までの 9 時から 17 時まで

(4) 提出方法及び提出先

7 の(2)に掲げる参加表明に必要な書類各 1 部を持参もしくは郵送により教育総務課に提出すること。郵送の場合は簡易書留とし申し込み期間内に必着のこと。

(5) 辞退

応募後辞退する場合は、取下書（様式 8）を提出すること。

8 プロポーザル参加資格者の選定

3 者以上の複数の応募があった場合、プレゼンテーション選定対象者を 3 者程度に絞り込むため参加申込書等の提出書類をもとに、「別表 1 基本的評価事項」のうち「財務体質及び業務実績、業務体制」について審査し、上位 3 者程度を決定する。結果は、書面にて下記の日時に E メールで通知するものとする。

* 選定内容・結果についての質問・異議は受け付けない。

(1) 通知日 令和 8(2026)年 4 月 13 日（月）

(2) 通知方法 E メールにより送付

9 プロポーザル参加資格者における提案書等の提出

プレゼンテーション参加資格結果通知において参加することが認められた参加者は下記事項に従い提案書を作成し、提出すること。

(1) 提出資料

- ア 企画提案書提出（様式 6）を表紙とし以降に提案書を添付
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 見積書及び見積内訳書（消費税及び地方消費税を含む）（任意様式）

(2) 提案書記載事項

本プロポーザルにおいて求める提案は、以下のア～エの事項とする。提案書の作成は仕様書に記載された目的を十分に理解し、提案者の実績を踏まえ自由に企画提案を行うこと。提案書は任意様式で枚数はA4サイズ片面10枚以内とする。尚、A3サイズは片面1枚につきA4サイズ片面2枚としてカウントする。

- ア 業務実施方針
- イ 業務実施体制
- ウ 業務実施スケジュール
- エ 業務内容に関する提案

(3) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

(4) 提出期間

令和8(2026)年4月14日（火）～4月20日（月）までの9時から17時まで

(5) 提出方法及び提出先

持参もしくは郵送により教育総務課に提出すること。郵送の場合は簡易書留とし提出期間内に必着のこと。

(6) 辞退

提案書提出後に辞退する場合は、取下書（様式8）を提出すること。

10 選定方法

9の(1)において提出された企画提案書によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日時及び開催場所

日時、開催場所は日程が決定し次第、事務局から参加者へメールにて通知する。

(2) 選定方法

ア 企画提案書についてプレゼンテーションによる説明を行うこと。尚、プレゼンテーションの内容は企画提案書により説明を行うこと。また、追加資料等の配布は認めない。

イ 所定時間は説明20分以内、質疑応答5分程度、準備・片付け5分程度とする。

ウ 参加者は配置予定業務責任者を含み3名以内とする。

エ プロジェクター、スクリーンは本市で準備する。ただし、パソコンは応募者で準備すること。

オ 尚、災害等の影響によっては、書面による審査を行うこともある。その場合は、改めて教育総務課よりe-mailで参加事業者の担当者まで連絡する。

(3) 選定基準及び配点割合

提案内容における選定基準及び配点割合は後頁に示す別表1「基本的評価事項」のとおりとする。

(4) その他注意事項

次の事項に該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格を満たさなくなったとき。

イ 提出期限までに必要な書類を提出できなかったとき。

- ウ 記名押印を欠いているとき。
- エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
- オ 見積書の金額が予定価格を超えているとき。
- カ その他不正行為があったとき。

11 評価方法

10 の(3)の選定基準に基づき、最高評価点を得た者を受注優先交渉権者とする。また、次点としては2番目に点数の高かった事業者とする。なお、最高評価点者が複数となった場合は協議の上、1者に選定する。また、参加事業者が1者であっても評価を実施するものとし、合計点数が満点の6割に満たないときは事業者を選定しないものとする。

選定結果は、令和8(2026)年5月中旬(予定)にすべての参加事業者に通知する。

なお、選定された事業者の提出書類は、御所市情報公開条例により、公開の対象となる。また、選定されなかった事業者の提出書類は、事業者名をはじめ、すべて非公開とする。

※選定内容及び結果についての質問・異議は受け付けない。

12 契約手続

(1) 契約の締結

受注候補者と別途協議する。また、仕様書及び契約条件の詳細についても、優先交渉権者と別途協議のうえ決定する。

(2) 支払条件

完了払

(3) 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、御所市契約規則(昭和39年御所市規則第18号)に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

13 留意事項

- (1) 提出期限後における書類の差替及び再提出は認めない。
- (2) 参加に係る経費は全て参加者の負担とする。
- (3) 災害事故等やむを得ない事由等により、本企画提案事業を実施することができないと認められる場合は、本事業を停止、中止することがある。なお、この場合において、当該企画提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- (4) 提出された書類は選考に関する目的以外には使用しない。但し、提出された書類は、審査に必要な範囲で複製又は複写することがある。
- (5) 本提案に係る提出物については返却しない。
- (6) 本提案に係る書類に虚偽記載をした場合には、同書類を無効とし、指名停止を行うことがある。
- (7) 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。

- (8) 参加申込者が1名のみであった場合、企画提案書等提出事業者が1名のみとなった場合でも、参加資格を有する事業者であれば評価をそのまま実施する。ただし、参加者の数に関わらず、評価が一定の水準に達しない場合は、選定しない。
- (9) スケジュール変更については、各参加申込者に別途通知する。
- (10) 担当課以外に本プロポーザルに関する質問等はしないこと。
- (11) 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は委託後に追加費用を伴わずに実施する意思があるものとする。
- (12) 提案により採用されたことをもって、提案したすべての内容の契約を保証するものではない。
- (13) 本企画提案実施についての説明会は、行わない。

【問い合わせ先及び提出先】

御所市教育委員会事務局教育総務課（担当：松田・鈴木・関本）

〒639-2298 奈良県御所市1番地の3

代表電話：0745-62-3001

ファックス：0745-62-5425

e-mail：kyouiku@city.gose.nara.jp

別表1 基本的評価事項

選定評価項目 (配点)	評価の着目点	配点	評価点
財務体質 (20点)	・ 経営の安定度や短期的な支払い能力、総合的な成長力、収益力はあるか	20	
業務実績 (20点)	・ 法人として過去に本業務委託に関連する業務の実績について、本業務に生かすことのできる実績があるか	20	
業務体制 (20点)	・ 本業務に携わる管理技術者及び担当技術者、照査技術者の本業務に活かすことのできる資格（技術士（総合技術監理部門（都市および地方計画））、一級建築士、公認会計士、認定ファシリティマネジャー等）及び実績について	20	
業務スケジュール (10点)	・ 工程毎に具体的な作業が明記され、計画策定が完了するスケジュールか	10	
企画提案内容 (80点)	・ 策定の趣旨・目的の十分な理解に基づいた具体性のある提案であるか	20	
	・ 論理的に一貫性をもった取りまとめが期待できる提案であるか	20	
	・ 多面的な発想・視点を持った提案であるか	20	
	・ 独自性を持った提案であるか	20	
プレゼンテーション (30点)	・ 分かりやすさ、説得力について ・ 質疑応答について ・ 本業務への取組み意欲について	30	
見積額 (20点)	・ 費用対効果が高いか。	20	
評点の合計	—	200	